

The Miyakonojo

Center For Gender Equality

～ News Letter ～

Index／6月23日～29日は『男女共同参画週間』

第4次都城市男女共同参画計画の策定

多様な性を理解するための知識



無くそう 思い込み、守ろう 個性
みんなで作る、みんなの未来。

(令和5年度内閣府男女共同参画週間キャッチフレーズ)

6月23日（金）～29日（木）は『男女共同参画週間』

毎年6月23日～29日までの1週間は、内閣府が定めた「男女共同参画週間」です。

男女共同参画社会を実現するためには行政だけではなく、企業・団体及び市民1人ひとりが自らの問題として取り組むことが必要です。この機会に家庭や職場などで男女共同参画社会について話し合い、自分たちに出来ることを考えてみませんか。



なぜ必要？男女共同参画社会

憲法には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれており、男女平等の実現に向けて様々な取組がなされてきました。しかし、大事な意思決定の場に女性に加わる機会が少なかったり、男女間の不平等があることもまだまだ多い現状です。

また、少子高齢化による人口減少の本格化など、私たちの生活をめぐる状況の変化に対応していくためには、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といったような固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、職場、学校、地域及び家庭で、だれもがそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。



【第4次都城市男女共同参画計画の策定】

令和5年4月に、男女共同参画社会を実現するため、その基本的方向性を示した「第4次都城市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画のもと、少子高齢化の進展や、人々の意識・価値観の多様化等にも対応しながら、男女共同参画社会づくりを推進していきます。

◎計画の期間 令和5年～令和9年度

計 画 の 体 系	I 男女共同参画社会に向けての意識づくり	1 男女共同参画の推進に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
	II あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 4 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 5 地域・防災における男女共同参画の推進 6 国際理解及び多文化共生社会の創造
	III 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり	7 すべての人の健康と自立への支援 8 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

多様な性を理解するための知識

人の性(セクシュアリティ)は、「男性・女性」のたった2つのパターンだけに分けられるほど単純なものではありません。個人の尊厳にかかわる重要な問題なのです。

性のあり方は、非常に複雑で多様なものです。『生物学的性』『性自認』『性的指向』『性表現』の4つの構成要素※1が複雑に関わり合って、1人ひとりのセクシュアリティは形成されているのです。

生物学的性 セックス Sex

生まれた時の身体の性別

性表現 ジェンダー エクスプレッション Gender Expression

服装、しぐさ、言葉遣いなど

性的指向 セクシュアル オリエンテーション Sexual Orientation

好きになる相手が同性か異性かなど

性自認 ジェンダー アイデンティティ Gender Identity

自分の性別を自分でどう思うか

多様な性を表現する言葉

L レズビアン: 女性の同性愛者
性自認が女性で、好きになる相手も女性

G ゲイ: 男性の同性愛者
性自認が男性で、好きになる相手も男性

B バイセクシュアル: 両性愛者
男性、女性どちらの性も好きになる人

H ヘテロセクシュアル: 異性愛者
自認する性と異なる性別の人を好きになる人

A アセクシュアル
男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や、いわゆる性愛の感情を抱かない人

これらのほかにも、多様な性を表現する様々な言葉があります。

T トランスジェンダー
生まれた時の身体の性(生物学的な性)と性自認に違和感をもち、生まれた時の身体の性(生物学的な性)と別の性別で生きたいと望む人、または生きている人

C シスジェンダー
生まれた時の身体の性(生物学的な性)と性自認が一致している人

X エックスジェンダー
性自認を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人

Q クエストジョニング
自分自身のセクシュアリティを決められない、分らない、または、決めない人

セクシュアリティの例

- 生物学的性は女性であり、性自認と性表現は男性、性的指向は女性に向いている人。
- 生物学的性と性自認、性表現は女性で、性的指向は女性に向いている人。あるいは、性的指向が男性にも女性にも向いていない人。

性のあり方は人それぞれ、多様であることを理解し、誰もが自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられる社会をみんなでつくっていきましょう。

※1 上記に社会的、文化的性(Gender)をプラスして、構成要素を5つとすることもあります。

都城市男女共同参画センターのご案内

女性総合相談

都城市男女共同参画センターでは、女性相談員による相談窓口を開設しています。男性の方も電話相談をご利用いただけますの、ひとりで悩まずご相談ください。



相談は無料です。秘密は守ります。



電話相談

相談時間30分まで
※男性利用可



面接相談

相談時間60分まで
※要予約

【相談専用電話 0986-23-7157】

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:10:00～16:00

相談予約受付 HP



メールで、女性総合相談の予約・変更・キャンセルができます。

※メールではこころの相談や法律相談の予約、相談や困りごとの助言等を行うことはできませんのでご了承ください。

専門相談

毎月専門相談を行っております。性別は問いません。事前に予約が必要です。相談専用電話までお問合せください。開催日は変更にある場合があります。

こころの相談



女性臨床心理士
第3火曜日
10:00～12:00

法律相談



女性弁護士
第4火曜日
13:00～16:00

就職支援



サポステ出張相談

若者サポートステーション
第4木曜日
14:00～16:00

※「こころの相談」と「法律相談」では、性的マイノリティの方の相談をお受けしています。

セミナー・出前講座



当センターでは、さまざまな講座を計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。また、出前講座も行っておりますので、ご利用ください。

お問い合わせ先 0986-23-2121

都城市男女共同
参画センターHP



発行/都城市男女共同参画センター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号(都城市役所北別館2階)

TEL 0986-23-2121 / FAX 0986-21-3034

E-Mail: danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

発行月/令和5年6月